

## 様式第5号（第7条関係）

令和7年度 第1回  
みどり市入札監視委員会 会議審議概要

開催日	令和7年11月21日（金）				
開催場所	みどり市役所 笠懸庁舎 第1会議室				
出席委員	笠本秀一委員長、天川洋副委員長、関口稔委員				
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日				
抽出案件	件数	報告第1号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び契約金額について、資料を基に事務局から説明。			
条件付き一般競争入札	3	報告第2号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出委員である関口委員から、①落札率が高いもの、②応札業者が1者のみのもの、③辞退者や失格者が多いもの、④不調随契だったものについて、特定の課に抽出案件が集中しないよう考慮し、審議対象として抽出した旨が報告された。			
指名競争入札	4	議案として、令和6年度下半期発注工事等について、担当課長等から工事等の概略を説明した後、次のとおり審議が行われた。			
随意契約	1	審議概要については別頁のとおり。			
合計	8				
委員会による意見の具申内容	特になし				
質問等【委員】		回答【所管課又は事務局】			
1. 工事名：みどり市温泉施設整備工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工種：建築一式 契約金額：2,673,000,000円（税込）					
1企業体のみの応札でしたがなぜですか。	申請書を取りに来た企業体は2者であり実際に応札のあった企業体は1者という結果となっています。 当時、申請書を受け取りに来た企業体の状況から2企業体を超える企業体の組み合わせが				

	不可能のことが判明しました。当初の構成員の参加条件を変更していれば、申請してくる企業体数も増やせたことから、次回は今回の結果を踏まえて条件設定を行うようにしたいです。
代表者の参加条件では桐生、太田土木事務所管内となっているが、他地域は検討しなかつたのですか。	桐生、太田土木事務所管内であれば近隣であり、市内業者も組みやすいと判断したためこの管内で設定しました。
工期が短いような気しますが、十分検討はしましたか。また、工期が短いことが応札者が少ないということにつながっていませんか。	議会の議決案件のため、実際に工事が開始するまで通常の入札より時間要しますが、基本設計の段階から目標としていた9月議会で予定通り議決をいただき、また、申請書を受け取りに来た2者からは特段工期が短いという話はなかったので工期については問題ないと捉えています。 ただ、昨今の物価高騰の状況下で早めに発注してほしいという声があることから適宜設計額を見直し、そのときの単価で対応を行いました。
入札参加資格において、もう少し周到に検討するべきであったため、適正とはいがたいです。 今後も同様の発注案件がでてくると思いますので、今回のことを活かしてやっていただければと思います。	—
2. 工事名：みどり市滞在型宿泊施設設飲食棟改修工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工種：建築一式 契約金額：237,050,000円（税込）	—
金額的に大きい工事ですが、もう少し業者数が増えるような入札参加条件にできなかったのですか。	みどり市では、JV（共同企業体）の案件ですと太田土木事務所管内まで広げて条件設定していますが、単体の場合は、広げても桐生土木事務所管内まで条件設定しているのが現状です。
もう少し業者数を増やせるように条件設定を見直した方がいいと思います。	—
工事の完成はいつですか？	令和7年7月29日に完成し、その後検査を行いました。
工期が短いように思えるが、工期に間に合わせるために急いだようなことはありましたか。	比較的余裕をもって工事は完了しました。
落札率が高いが、原因等は分析していますか。	物価高騰（資材等）や人件費高騰の影響により、応札が高値になったと捉えています。
ここ数年、物価高騰等による影響があるなかで何か設計の段階で工夫したことはありますか。	設計は設計業者に委託し、労務単価表等も使いながら設計しました。特段工夫をしたことはありませんが、設計は適正に行えたと思います。

入札は適正に行えたと思いますが、2億円を超える工事であり、競争性をさらに働かせるため、参加できる業者の範囲を広げる等の工夫を今後検討していく必要があると思います。	—
<p>3. 工事名：林業振興総務事業 みどり市温泉施設薪焚きボイラー設置工事</p> <p>入札方式：条件付き一般競争入札</p> <p>工種：管</p> <p>契約金額：23,870,000円（税込）</p>	ご質問の内容を考慮した上での入札参加資格の条件設定はしておりません。
当該工事は議案番号1の「みどり市温泉施設整備工事」の受注者である関東建設工業（株）を中心としたJV（共同企業体）と十分にコミュニケーションを取りながら、工事を進めていく必要があると思います。今回落札業者が（株）グンエイみどり支店ということで、桐生市の入札妨害事件の一件もあり、初めから関東建設工業（株）と関わりのある業者しか入札ができないように思えてしまいます、そのあたりはどのようにお考えですか。	海外製の機種となりますと、温泉施設の規模、設置場所、能力、大きさ、作業効率性を考慮した結果、適正と判断したため、この機種を選定しました。
海外製の機種を選定した理由は何ですか。	金額面で折り合いがつかなかったためです。
辞退の理由は何ですか。	当該製品を取り扱っている代理店が国内で1者しかいないという点で申請してくる業者が少なかったと分析しております。
今回、入札参加申請が2者と少ないが、その理由を分析等はしていますか。	特に業者数を増やすような工夫をした等はありません。
参加できる業者数を増やすということは難しかったのですか。	—
<p>4. 工事名：市道笠懸2105号線他管渠埋設工事（6-321-6）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工種：土木一式</p> <p>契約金額：7,326,000円（税込）</p>	辞退の理由につきまして、作業員や技術員確保が難しい、工期に間に合わないなどの理由でした。
辞退者が多いがどのような理由がありますか。	入札書の不着による失格です。
失格者はどのような理由ですか。	当該工事に関する相談等は特段ありませんが、業者から人手が足りていないという声はよく聞くことがあります。
業者から業務ができないという相談等はありましたか。	令和7年2月28日です。
工事の完成はいつですか。	

当初の履行期限は令和7年1月31日であり、変更契約で履行期限を伸ばしているが、工期そのものが短いことが影響して辞退者が多いのではないかですか。	変更契約で履行期限を延ばした理由については、公共ます工事を1箇所追加ことによるものであり、当初の履行期限内では、設計変更前の工事は予定通り終えておりますので問題ないと思います。
他の管渠埋設工事と比べて本案件は特に落札率が高いがどのような理由ですか。	調査等は実際行った訳ではないが、よくある話で入札はしたが、落札業者として選ばれる意思があまりなく、予定価格ギリギリで札を入れたことで落札してしまうケースがあり、本案件もこのケースになった可能性が考えられます。
入札は適正に実施されたと思いますが、今後、工期設定であったり他の土木工事と比較していく必要があると思います。	—
<p>5. 工事名：農業集落排水事業 農業集落マンホールポンプ場ポンプ他更新工事</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工種：機械器具設置</p> <p>契約金額：12,870,000円（税込）</p>	
指名競争入札時の辞退理由は何ですか。	技術者が不在、人員の配置が難しい、予定価格内に金額が収まらないという理由が挙がっております。
予定価格の積算はどのように行いましたか。	業者からの見積書を参考に積算を行いました。
見積書は第一テクノからいただいたのですか。	そうです。
第一テクノはポンプの設置業者ですか。	そうです。 また、当該ポンプ場の保守管理も行っております。
そういう状況の中で、指名競争入札をやる意義が達成できないのではないですか。	保守管理を行っている業者から見積書をいただいておりますので、当該業者しかできないということも考え得ると思います。
第一テクノは指名競争入札時に入札をしなかったということですか。	指名競争入札時は、指名業者に含んでおりませんでした。
なるべくして不調になったということですね。立案段階できちんと計画を立てなくてはいけないと思います。	—
ポンプの更新工事は他の市町村でもやっていますか。	他の市町村でもやっており、第一テクノ以外の業者でもポンプの設置を行っている中で指名競争入札を実施しました。
なぜ本件は辞退者がたくさんいたのですか。	今回の工事では、ポンプを1基だけ取り替えるのではなくマンホールの中に2基埋まっており、それぞれ更新時期をずらして工事を行っています。そのような少し特殊な状況下で、そんなことはないですが、1基交換した業者がもう1基交換するものだという考え方を持ち、他の業者が手を引いてしまい、第一テクノ以

	外に応札者がいなかったことが考えられます。
本工事含め、他のポンプ関連の工事でも第一テクノが施工しておりポンプ関連の工事は第一テクノが行うような状況に見えるが、その辺りについては、どのように考えているか。	みどり市については、現時点の結果からそのような状況になっていると思います。
随意契約は適正に行えていると思いますが、指名競争入札の段階では工夫の余地はあるかなと思います。	—
6. 工事名：市道笠懸 2193 号線側溝改修工事 入札方式：指名競争入札 工種：土木一式 契約金額：4,290,000 円（税込）	
工事の完成はいつですか？	工期が令和 7 年 2 月 28 日であり、実際工事が完成したのはその一週間程ほど前になります。
辞退者が多いですが、工期が短いという辞退理由はありましたか。	工期が短いという辞退理由はありませんでしたが、技術者の配置が困難等が主な理由でした。
失格者の失格理由は何ですか。	2 者が入札書不着、1 者が最低制限価格未満となります。
落札業者は、電子入札利用者登録はいつからですか。	令和 6 年度の途中から登録しており、みどり市では本案件で初めて落札した業者になります。
辞退がやはり多いですが、他の工事でも同じような状況ですか。	今回の施工場所は国道 50 号沿いのベルクの交差点であり、交通量が多いことや道路を横断して工事を行わなければならないなど、難易度が高い施工場所であったために辞退が多かったものだと思います。
入札は適正に行われたと思います。	—
7. 工事名：ポートレース桐生・みどモスストリートパーク防犯カメラ設置工事 入札方式：指名競争入札 工種：電気通信 契約金額：2,382,600 円（税込）	
工期が短い理由は何ですか。	みどモスストリートパークの外構工事が令和 7 年 8 月 31 日までの工期となっておりましたが、12 月 20 日までの工期延長となり外構工事の完成後の設置となつたため、着手が遅れ、このような工期設定（12/20～1/10）となりました。
この工期設定だと事前に業者と打ち合わせ等をしていない限り、入札することは厳しいようと思えてしまいますが、実際どうなのでしょうか。	事前に打ち合わせは行っていませんが、見積書はいただきました。 ただ、このような短い工期で見積業者が入つていいかなど、疑問に残るような部分もありますので、今後、短い工期の案件については、指名業者に早めに知らせて、応札できるような状況を作りたいと考えております。

<p>入札は適正とまではとはいがたい状況と 思います。</p> <p>今後は今回のこと踏まえ、発注時期に留意 し、業務発注していただければと思います。</p>	<p>—</p>
<p>8. 工事名：大間々中学校体育館屋根防水補修工事</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工種：防水</p> <p>契約金額：3,339,600 円</p>	
<p>辞退理由は何ですか。</p>	<p>作業員などの人員確保が難しい、積算価格が 予定価格を超過してしまう、工期が厳しいと いうことが理由に挙がっております。</p> <p>また、今回1者だけの入札となっております が、昨年度については、例年以上に大型の建 築工事の入札発注数が多く、業者から監督員 の配置が難しいといった声があり、府内でも う少し工事発注の調整を図るべきだったと思 っています。</p>
<p>防水工事ができる市内業者は少ないですか。</p>	<p>市内業者は少ないです。</p>
<p>工事の完成はいつですか？</p>	<p>令和7年3月10日です。</p>
<p>入札発注前に工事の予定等は公表はしていま すか。</p>	<p>半年ごとにみどり市のHP上で公表してお ります。</p>
<p>入札は適正に行えたと思いますが、工事時期 が集中してしまうということについては、今 後よく調整等を行う必要があると思います。</p>	<p>—</p>